

「不正競争防止法第16条第1項及び第3項並びに第17条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部改正に対する意見公募」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

令和6年1月22日

項番	該当箇所	寄せられたご意見の概要	御意見に対する考え方
1	セーシエルの外国紋章	「黄 緑」の空白は半角としたほうがよい。	原案において、W I P Oから通知された外国紋章は適切に表現されており、疑義が生じる余地はないと考えております。